

平成 29 年 3 月 22 日

## 平成 27 年度決算審査特別委員会の指摘事項に対する対応状況

### 【口頭指摘】

## 平成27年度決算審査特別委員会 指摘事項一覧

### 【口頭指摘】

- 1 島根原子力発電所に係る安全協定について（危機管理局） ..... 1頁
- 2 県庁におけるワークライフバランスの推進について（総務部） ..... 2頁
- 3 地域交通の総合的なあり方について（地域振興部） ..... 3頁
- 4 強度行動障がい者等の支援について（福祉保健部） ..... 4頁
- 5 療育体制の強化について（福祉保健部） ..... 5頁
- 6 中海の水質浄化対策について（生活環境部） ..... 5頁
- 7 動物愛護の推進について（生活環境部） ..... 6頁
- 8 観光・サービス業分野における人材育成について（商工労働部・観光交流局） ..... 6頁
- 9 農業大学校について（農林水産部・教育委員会） ..... 7頁
- 10 工業用水道事業について（企業局） ..... 8頁
- 11 災害時の備蓄体制について（病院局） ..... 9頁

平成27年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

【口頭指摘】

| 指摘事項   | 今後の対応  | 平成29年度事業名・要求額 |
|--|--|---------------|
| <p><b>1 島根原子力発電所に係る安全協定について</b></p> <p>原子力防災対策については、関係自治体との連絡会議等の開催、防災訓練の実施など取り組んでいるところであります。が、根幹となる安全協定については、運用面において立地自治体と同様に対応することで中国電力から文書回答を得ており、同等の対応がされているものの、未だ立地自治体と同内容とする文言の修正は実現できていません。</p> <p>原子力災害対策特別措置法の改正により、本県は基本的に立地県と同等な法的地位・権限を有しています。</p> <p>県内周辺住民のさらなる安全・安心の確保のためにも、中国電力との安全協定の改定協議を継続し、県の姿勢を示していくとともに、国に対しても中国電力への指導を求めていくべきであります。</p> | <p>安全協定については、中国電力に対して、従前から、再稼働等について鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応をすることを求めるとともに、安全協定を立地自治体と同内容に改定するよう強く求めています。</p> <p>中国電力から島根原子力発電所1号機の廃止措置計画等事前報告があったことについて、平成28年6月17日に同社に対して回答した際にも、安全協定を立地自治体と同内容に改定するよう求めていますが、引き続き、中国電力に改定を繰り返し求めています。</p> <p>また、国に対しても、中国電力に安全協定の立地自治体と同内容への迅速な見直し並びに再稼働の一連の手続き及び廃止措置の各段階に係る一連の手続きに際し、立地自治体と同等に対応するよう指導することを強く要望していますが、引き続き要望していきます。</p> <p>なお、中国電力から、協定の運用は立地自治体と同様であることを文書で確認しています。</p> <p>【見直しを求めている内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画等の報告（協定第6条）を、「発電所の増設計画等に対する事前了解」へ</li> <li>・燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡（要綱第4条）を、「事前連絡内容に核物質防護情報（輸送日時、経路等詳細情報）を含める。」へ</li> <li>・現地確認（協定第11条）を、「立入調査」へ</li> <li>・立入調査に基づく適切な措置の要求【新設】</li> </ul> <p>更に、平成27年12月22日、島根原子力発電所1号機の廃炉決定を受けて、安全協定等の廃止措置関連については、立地自治体の協定と同等のものに改正しました。</p> |               |

平成27年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

| 指摘事項  | 今後の対応   | 平成29年度事業名・要求額  |
|---|---|--|
| <b>2 県庁におけるワークライフバランスの推進について</b><br>県庁職員の時間外勤務時間は、平成22・23年度に実施した5.5プロジェクトで削減された後、ほぼその水準を保っていますが、退庁時刻と勤務終了時刻との間に1時間以上の乖離が月5回を超える職員の数が平成25年度の2,662人から平成27年度の4,303人へと増え続けています。 | <p>職員のワークライフバランス（仕事と生活の調和）を推進するため、引き続き次のような取組により時間外勤務の縮減を図るとともに、在宅勤務の利用拡大など、働きやすい職場環境づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・深夜勤務（夜10時以降）の原則禁止</li> <li>・一斉退庁日の実施</li> <li>・庁内ルール（短期間の依頼・照会の原則禁止、時間外の会議・協議の原則禁止など）の徹底</li> <li>・管理職による業務マネジメント（業務管理）の徹底</li> <li>・廃止を含めた業務見直しの徹底</li> <li>・成果を生み出す業務改善の実行</li> <li>・ＩＣＴ（情報通信技術）の有効活用による業務の標準化・効率化</li> <li>・時間外勤務の多い所属に対する人事的な措置を含む支援等</li> <li>・退庁時刻と終業時刻のかい離が多い職員のいる所属を対象とする指導</li> <li>・「時間外勤務の縮減に向けた幹部会議」による縮減に向けた取組の進捗状況の確認</li> </ul> | 元気な職場づくりプロジェクト推進事業<br>1,044千円<br>県庁の働き方の改革事業<br>1,134千円<br>カイゼン活動推進事業<br>1,340千円 |
| また、所属別の人一人当たりの時間外勤務の時間数をみると、元気づくり総本部や観光交流局など特定の部署が多い傾向が続いている。   |   |  |
| これまで、限られた職員定数の中で、事務の見直ししながら、職員の意欲・積極性を引き出すため、育児・介護等の支援制度の充実や年次有給休暇の取得促進、一斉退庁日の設定、時差出勤の拡充など、ワークライフバランスの推進に努めていますが、時間外縮減についても、ワークライフバランスの観点から、引き続き取り組む必要があります。                |   |  |
| よって、業務の廃止や効率化、適正な定数管理に取り組むとともに、在宅勤務や時差出勤などにより働きやすい職場環境の構築を図り、ワークライフバランスの推進に努めるべきであります。  |   |  |

平成 27 年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

| 指摘事項  | 今後の対応  | 平成 29 年度事業名・要求額   |
|---|--|---|
| <p><b>3 地域交通の総合的なあり方について</b></p> <p>県西部地域に係る公共交通網形成計画が策定されたところですが、利用促進を図るために、まんが王国のラッピングを施したバス・タクシーの普及など、県の観光資源を活かした魅力的な公共交通整備の視点も必要であります。</p> <p>また、パークアンドライドやノーマイカーデーの推進など行政が積極的に取り組み、利用をアピールする取組も組み込まれるべきであります。</p> <p>民間事業者は路線維持にあたっては採算性が前提となります。行政が補助金で赤字を補填し路線を維持しなければならないのであれば、政策として必要な路線を維持するという観点も含めて、今後の公共交通のあり方・位置づけも改めて整理すべきであります。</p> | <p>・本格的な人口減少や少子高齢化が急速に進む中、県、市町村、交通事業者、利用者代表等で構成する協議会において、地域公共交通の活性化や再生を図ることを目的に、平成 27 年度から、圏域ごとに地域公共交通網形成計画等の策定を進めてきており、地域の実情に沿った生活公共交通の維持・確保について今後とも必要な取組を進めています。</p> <p>また、県の観光資源をラッピングした空港連絡バス（鬼太郎、コナン）やＪＲ山陰本線ジオライナー（鳥取砂丘、浦富海岸等）なども運行中であり、魅力あるバス・タクシーなどの形成に向けて、今後とも交通事業者と協議しながら公共交通機関の利用促進を図っていきます。</p> <p>なお、平成 28 年 11 月のパリ協定の発効を機に、平成 29 年度、パークアンドライドの社会実験や県民ノーマイカー運動を再興し、環境にも優しい利用促進の取組みを進めています。</p> <p>〔県西部地域公共交通網形成計画（平成 28 年 3 月策定）の特徴〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 各市町村単位で作成していた交通計画を県西部地域全体として再構築</li> <li>② 住民、高校生、民生委員など幅広くアンケートを実施し、その意見を反映</li> <li>③ 今後の人口減少を念頭に置きつつ、維持存続が可能な公共交通網を形成</li> <li>④ 通勤、通学、通院、買い物等の生活交通に加え、観光のための円滑な交通手段を構築</li> </ul> <p>〔東・中・西部各地域での検討状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東部：平成 28 年度に「地域公共交通網形成計画」策定中。平成 29 年度は具体的な事業内容を示す「地域公共交通再編実施計画」を策定予定。</li> <li>・中部：平成 29 年度に「地域公共交通網形成計画」策定予定。</li> <li>・西部：平成 28 年度に具体的な事業内容を示す「地域公共交通再編実施計画」を策定中。</li> </ul> | <p>地方における新たな生活交通モード事業 26,750 千円</p> <p>【新規】環境にやさしい公共交通利用促進事業 6,393 千円</p> |

平成27年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

| 指摘事項  | 今後の対応  | 平成29年度事業名・要求額  |
|---|--|--|
| <b>4 強度行動障がい者等の支援について</b><br><p>鹿野かちみ園では、現在、精神障がいのある方や行動障がいのある方などで、職員が支援に困難さを感じる利用者が少なからずいることから、それに見合った特別な体制強化を行うことが必要です。</p> <p>また、「鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業」により、本県では独自に、新規入居等に限定して強度行動障がい者を受け入れる障がい者支援施設等の1対1相当の人員配置に必要な人件費が補助されていますが、「3年間限定」、「新規入居限定」、「問題行動を頻度により点数化し、20点以上を重度の強度行動障がい者とする」等の要件があります。</p> <p>支援体制を強化するため、補助期間を延長するとともに、市町村とも協議し、新規以外の入居者を補助対象とすることや、対象要件を緩和すること等により、利用しやすい制度とすることを検討すべきであります。</p> | <p>「鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業」の対象者や補助金の期間、補助事業の今後のあり方について、専門家や関係者の意見を聴取してきました。その結果、強度行動障がい者への支援全般を総合的に検討する必要があると判断し、専門家や関係者の協力のもと、アンケート調査により在宅や施設における強度行動障がい者の実態把握を行う予定としています。その後、本事業に関して、市町村と協議を行い、補助要件の緩和等の検討を行っていくこととします。</p> <p>また、強度行動障がい者に対し適切な支援を行うためには、サービス事業所職員による正しい支援の知識・技術が必要なことから「強度行動障がい支援者養成研修（基礎／実践／専門）」や平成28年度当初予算により創設した「障がい福祉サービス質の向上支援事業」（強度行動障がい者等の支援に係る個別具体的な課題を解決するため専門家を招致して行うケース検討会議等を実施する事業者に対し、当該専門家の招致に係る経費等を助成する事業）などにより、強度行動障がい者等の支援の充実に取り組んでいきます。</p> | <p>鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業<br/>6,672千円</p> <p>地域生活支援事業(障がい者福祉従業者等研修事業)<br/>20,327千円</p> <p>地域生活支援事業(障がい福祉サービス質の向上支援事業)<br/>754千円</p> |

平成27年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

| 指摘事項  | 今後の対応   | 平成29年度事業名・要求額  |
|---|---|--|
| <p><b>5 療育体制の強化について</b></p> <p>総合療育センターでは、毎年多くの看護師・保育士が産休・育休等を取得するなか、代替職員が確保できず、人員不足となっています。</p> <p>このような状況を招かぬよう、育休・産休等を見込んだ職員配置を行うべきであります。</p> <p>また、中部療育園は、外来診療が倍増していることから、常勤医師を配置するとともに、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士などの訓練支援にあたるスタッフを増員すべきであります。</p> <p>なお、施設の移転が検討されていますが、速やかに現施設の浸水防止工事を行うとともに、移転場所の選定に当たっては、関係者の意見をよく聞きながら、療育がしやすい場所を検討すべきであります。</p> | <p>〔総合療育センターの職員配置〕</p> <p>現在、産休育休中の職員が10名（看護師4、保育士1、その他医療職等5）いるのに対して、代替職員（非常勤職員等）を配置できているのが7人という状況です。背景には、代替職員が有期雇用（非常勤等）であるため応募者が少ないと等が考えられますが、利用者へのサービス低下を招かないような職員体制を検討します。</p> <p>〔中部療育園の医師、訓練スタッフ〕</p> <p>外来診療の急増や中部圏域の療育の充実のためには、常勤医師の配置は不可欠と考えており、平成29年度から配置を行う予定です。また、各訓練スタッフの体制については、今後の施設のあり方やニーズを踏まえて検討します。</p> <p>〔中部療育園の移転整備〕</p> <p>現施設の浸水防止工事については、平成29年1月に修繕を実施しました。</p> <p>また、中部療育園の移転に当たっては、保護者をはじめとして、障がい児者団体、医療機関、教育機関、行政（市町）等、関係者の意見を伺いながら、中部圏域における療育のあり方も踏まえて移転先について検討するため、現在、検討会を立上げる準備をしています。</p> | <p>総合療育センター費 336,707千円</p> <p>中部療育園費 17,882千円</p>            |
| <p><b>6 中海の水質浄化対策について</b></p> <p>国は、平成26年1月、3省合同通知により、汚水処理施設整備を今後10年程度で概成するよう指導しています。</p> <p>中海の水質浄化のため、公共下水道の早期整備と接続率の向上が必要であることは言うまでもありませんが、公共下水道の整備には相当の期間を要することから、米子市・境港市とよく協議の上、平行して合併処理浄化槽の整備を進める等、汚水処理施設の整備手法を見直すべきであります。</p>  | <p>現在進めている汚水処理施設の整備手法（公共下水道事業）を見直し、合併処理浄化槽等の整備推進も含め、早期概成に向けた検討を進めるとともに整備を加速化させるよう米子市・境港市に働きかけていきます。</p> <p>また、浄化対策は様々な視点で取り組む必要があると考えており、浅場・藻場の造成や農業地域・市街地等からの汚濁負荷対策なども併せて推進していきます。</p>   | <p>公共下水道推進基金造成事業 11,698千円</p> <p>合併処理浄化槽設置費補助事業 12,110千円</p> |

平成27年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

| 指摘事項  | 今後の対応   | 平成29年度事業名・要求額   |
|---|---|---|
| <b>7 動物愛護の推進について</b><br>近年、犬・猫の収容頭数及び処分頭数は減少していますが、引き続き、殺処分ゼロに向けて県民への普及・啓発を含め、より一層の取組強化を図るとともに、動物愛護ボランティアの育成の支援や県との連携を図っていくことが重要です。<br>そのためにも各総合事務所及び保健所等をボランティアの拠点として積極的に活用するとともに、ボランティアの活動を支援する制度の充実を検討すべきであります。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>人と動物が共生する社会の実現に向けて、公益財団法人動物臨床医学研究所設置の動物愛護施設「アミティエ」と連携して、引き続き動物の譲渡活動や動物愛護の普及啓発に取り組むとともに、平成28年度からは、望まない猫の繁殖を防ぐための不妊去勢手術への助成を行う市町村や県獣医師会に対する支援を行っているところです。</li> <li>また、各総合事務所を拠点としたボランティアへの支援（県と複数のボランティアによる合同譲渡会の実施等）やボランティア活動に対する支援の拡充（犬猫の不妊去勢手術支援等）等を平成29年度当初予算において提案しています。</li> </ul>   | 人と動物の共生社会実現推進事業<br>4,145千円<br>動物愛護管理推進事業<br>31,989千円<br>動物愛護センター機能支援事業<br>58,593千円  |
| <b>8 観光・サービス業分野における人材育成について</b><br>訪日外国人旅行者が増加する中、国は2020年の訪日観光客の目標数を4,000万人に増やし、それを受け、外国人を含む観光誘客に向けた観光関連の人材育成・増員を図る企業が増加しています。<br>「平成24年度就業構造基本調査」によれば、観光業を含むサービス業は、県内の産業別就業者数でその構成比が最も高くなっています。こうした分野について、県主催の事業として、県内観光業の経営者等を対象としたセミナー開催や地域限定特例通訳案内士の養成などが行われているほか、山陰インバウンド機構や地域DMO（デステイネーション・マネジメント・オーガニゼーション）でもインバウンド人材育成への取組が始まっているところですが、製造業の人材育成事業と比較すると、その裾野は必ずしも広くありません。<br>については、今後ますます多様な人材が求められる観光業・サービス業分野における人材育成に一層取り組むべきであります。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>観光業やサービス業分野の人材育成は重要な課題と認識しており、県では、新たなサービス産業の創造と人材育成・確保を通じたきめ細かなマッチングによる生産性向上等を推進する「とっとり創生雇用戦略プロジェクト事業」の実施を平成29年度当初予算において提案しています。当該事業では、正規雇用に向けたサービス業の人材育成を進めため、業種の魅力を紹介し、求められる基本スキルを学ぶ研修等を実施することとしています。</li> <li>併せて、山陰地域限定特例通訳案内士の認定・研修のほか、山陰インバウンド機構や（一社）鳥取中部観光推進機構で実施する、観光事業者を対象とした人材育成事業など各種研修等も充実させていきます。</li> <li>また、鳥取県中部地震の教訓を活かして自然災害等への対応を学ぶ研修会の開催や宿泊施設等が行う対応訓練への支援を行います。</li> <li>こうした様々な取組を通じ、観光・サービス業分野の多様な人材育成を関係部局等で連携しながら一層推進してまいります。</li> </ul> | 【新規】とっとり創生雇用戦略プロジェクト事業<br>119,424千円<br>とっとりスタイルエコツーリズム普及推進事業（うちニューツーリズム普及促進支援補助金「規模拡大型」）<br>5,500千円<br>山陰インバウンド機構運営事業<br>77,000千円<br>（山陰インバウンド機構において山陰地域限定特例通訳案内士養成とフォローアップ研修を実施）<br>【新規】災害時における外国人観光客対応支援事業<br>2,250千円 |

平成27年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

| 指摘事項   | 今後の対応  | 平成29年度事業名・要求額   |
|--|--|---|
| <p><b>9 農業大学校について</b></p> <p>農業大学校においては、学生の就農意欲、学力等個人差があり、学生個々の状況に応じた学生指導が必要です。また、2年間という限られた時間の中で、社会人としての基本的な資質を身につけるよう指導する必要があります。</p> <p>ところが、農業大学校職員は元々教育の専門家ではないため、指導能力の更なる向上が望まれます。</p> <p>また、農業高校から農業大学校に進学した学生に対しては、農業高校で学んだ農業の基礎を農業大学校でさらに発展的かつ実践的に学べるよう、連続性のある教育実践が求められています。</p> <p>農業の現場を知る農業大学校と農業高校が連携することにより、本県農業の現状に対する生徒の理解を深め、就農等の進路イメージを明確にさせることも可能になります。</p> <p>については、農業大学校職員の学生指導のスキルアップならびに農業高校と農業大学校をつなぐ連続性のある教育実践ができるよう、農業大学校と農業高校の間で、可能な範囲での人事交流や情報共有など連携のあり方を検討すべきであります。</p> | <p>農業大学校が行う食の6次産業化プロデューサー育成講座に農業高校生を受け入れたり、農業高校が導入を検討している長期インターンシップの研修先の農家選定に農業大学校も関与するなど、農業高校と農業大学校をつなぐ連続性のある実践教育ができるよう双方が連携した取り組みを積極的に推進します。</p> <p>また、農業大学校の指導職員が農業高校の農業科目授業に参加することにより、共通テーマによる課題研究を進めるなど農業高校から農業大学校へと連続性のある農業教育の実施につなげていきます。</p> <p>さらに、農業高校の農業指導担当教員を長期研修生として農業大学校に受け入れることにより、農業大学校の指導職員が教育の専門家である研修派遣教員から教育指導のノウハウを学ぶことで、農業大学校の教育力の向上に資することを検討しています。</p> | <p>次代の農業を担う学生・研修生募集事業<br/>1,438千円</p> <p>農業者経営力養成支援事業<br/>1,273千円</p> <p>【新規】スーパー農林水産業士育成応援事業<br/>3,758千円</p> |

平成27年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

| 指摘事項   | 今後の対応   | 平成29年度事業名・要求額   |
|--|---|---|
| <p><b>10 工業用水道事業について</b></p> <p>工業用水道事業について、平成27年度決算では、純損失179,820千円と赤字決算であり、依然として厳しい経営状況が続いている。特に鳥取地区工業用水は大幅な赤字となっています。</p> <p>工業用水道事業は、地域経済を支え、雇用を守る社会インフラとしての機能を有し、県民の貴重な財産であることから、廃止できるものではなく、守り育て、将来にわたり安定供給されるべきです。</p> <p>このため、工業用水道事業の厳しい経営環境に鑑みれば、引き続き一般会計からの財政支援が行われるべきです。</p> <p>また、引き続き新規需要開拓による利用拡大を図ることが必要です。</p> <p>このため、既存企業が上水道から工業用水に切り替えるための浄化設備の導入整備経費への財政支援や、新たな進出企業が工業用水を利用する場合には企業立地補助金とは別に企業局独自の財政支援を検討すべきです。</p> <p>さらに、日野川工業用水道施設について、今後耐震化・施設更新を行わなければならないものの、厳しい経営状況の中では、必要な事業費をどのように確保するかが課題となっています。</p> <p>国の補助制度はあまりにも脆弱であり、国に対し、重要な社会的インフラである工業用水の耐震化・施設改修等整備に対する支援について強く要望すべきです。</p> | <p>将来にわたり工業用水を安定供給するためには、持続可能な経営を確保する必要があり、これまで新規需要開拓等の利用拡大等による収益改善に努めており、加えて、今後は外部委託の拡大により経営の効率化を一層進めていく予定ですが、水需要の低迷により早期の抜本的な経営改善が困難なことや、大規模な施設更新等の実施に伴う多額の投資費用が発生することから、一般会計からの財政支援を継続することを検討しています。</p> <p>新規需要開拓による利用拡大を図るための企業への財政支援については、工業用水の新規利用や增量変更に伴う設備等工事費への補助を行っているところですが、上水道から工業用水に切り替えるための浄化設備等の導入に係るリース経費についても新たに補助対象に加えるよう検討しています。</p> <p>さらに、企業局単独の財政支援については、企業ニーズを適宜把握しつつ、必要に応じて検討していきたいと考えており、今後ともこれらの財政支援を有効に活用しながら積極的に営業活動を行っていきます。</p> <p>工業用水道施設の耐震化・更新に必要な事業費確保に向けた国への要望については、これまで本県も構成員である全国組織の「地方公営企業連絡協議会」及び「一般社団法人日本工業用水協会」を通じて、毎年要望を行っており、今後も継続して要望を行うとともに、新たに県単独での要望活動も行っていきたいと考えています。</p> | <p>(企業局)<br/>工業用水道事業費<br/>1,411,169千円<br/>(うち工業用水利用促進事業費補助金)<br/>9,000千円</p> <p>(商工労働部)<br/>事業会計出資金事業(鳥取地区)<br/>298,369千円</p> |

平成27年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

| 指摘事項   | 今後の対応   | 平成29年度事業名・要求額       |
|--|---|---------------------|
| <p><b>1.1 災害時の備蓄体制について</b></p> <p>災害時の備蓄体制については、中央病院及び厚生病院とも、災害用備蓄倉庫を設置し、携帯用人工蘇生機、屋外トイレユニット、非常用食品等を収納しています。厚生病院では新中央・外来診療棟内に設置していますが、中央病院では屋外の別棟に設置しています(平成30年10月開院予定の新病院では外来棟内へ移転。)。</p> <p>現地調査において、中央病院の災害用備蓄倉庫では、収納物が十分に整理されていませんでした。緊急時の搬出を考えて、日ごろから整理・整頓することが必要です。また、最大の浸水時には床上4センチメートルまで浸水する見込みですが、新病院が完成するまでの間も災害が発生する可能性は存在します。より一層、防災や衛生面に配慮した管理が必要です。</p> <p>なお、備蓄内容については、両病院において、鳥取県中部地震での実態等を踏まえて、十分なものであるかどうか、改めて検討すべきであります。</p> | <p>中央病院の災害備蓄倉庫については、床への直置きを避け、最大浸水時でも備蓄品に影響がないように保管するなど倉庫内の整理を行いました。なお、新病院では外来棟2階に災害備蓄倉庫を設置する予定です。</p> <p>鳥取県中部地震の際には、厚生病院においては現行の備蓄品によって対応ができ、不足する物は見受けられませんでしたが、非常食（常食、糖尿病食、嚥下食等）の種類ごとの数量など、改めて両病院において見直しを行っているところです。</p> | <p>非常食購入費 910千円</p> |

